

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 19

処 分 名	高压ガスの製造及び貯蔵所の完成検査	
処 分 の 概 要	申請に基づき完成検査を実施する。	
根 拠 法 令 名	高压ガス保安法(昭和26年法律第204号)	
条 項	第20条第1項及び第3項	
所 管 課	予防課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	なし	
標準処理期間	計	5日
判断基準	<p>法第5条第1項、第14条第1項、第16条第1項及び第19条第1項により許可を受けた者の申請で、第8条第1号又は第16条第2項に適合することを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】一部・項目のみ記載          高压ガス保安法          第20条 第5条第1項又は第16条第1項の許可を受けた者は、高压ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の設置の工事を完成したときは、製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第8条第1号又は第16条第2項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、高压ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、経済産業省令で定めるところにより高压ガス保安協会(以下「協会」という。)又は経済産業大臣が指定する者(以下「指定完成検査機関」という。)が行う完成検査を受け、これらが第8条第1号又は第16条第2項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。          3 第14条第1項又は前条第1項の許可を受けた者は、高压ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更の工事(経済産業省令で定めるものを除く。以下「特定変更工事」という。)を完成したときは、製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第8条第1号又は第16条第2項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。          一 高压ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、経済産業省令で定めるところにより協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、これらが第8条第1号又は第16条第2項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合          二 自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者(以下「認定完成検査実施者」という。)が、第39条の11第1項の規定により検査の記録を都道府県知事に届け出た場合</p> <p>一般高压ガス保安規則          第5条 第一種製造者に係る技術上の基準          第6条 定置式製造設備に係る技術上の基準          第6条の2 コールド・エバポレーターに係る技術上の基準          第7条 圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準          第7条の2 液化天然ガススタンドに係る技術上の基準          第7条の3 圧縮水素スタンドに係る技術上の基準          第8条 移動式製造設備に係る技術上の基準          第8条の2 移動式圧縮水素スタンドに係る技術上の基準          第21条 第一種貯蔵所に係る技術上の基準          第22条 貯槽により貯蔵する場合の技術上の基準          第23条 容器により貯蔵する場合の技術上の基準</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

第99条 危険のおそれのない場合等の特則

液化石油ガス保安規則

- 第5条 第一種製造者に係る技術上の基準
- 第6条 第一種製造設備に係る技術上の基準
- 第7条 第二種製造設備に係る技術上の基準
- 第8条 液化石油ガススタンドに係る技術上の基準
- 第9条 移動式製造設備に係る技術上の基準
- 第22条 第一種貯蔵所に係る技術上の基準
- 第23条 貯槽により貯蔵する場合の技術上の基準
- 第24条 容器により貯蔵する場合の技術上の基準
- 第97条 危険のおそれのない場合等の特則

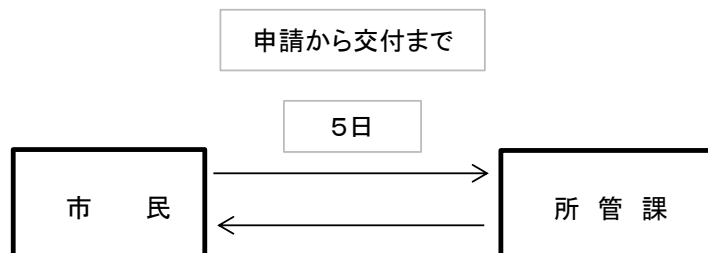
コンビナート等保安規則

- 第4条 特定製造者に係る技術上の基準
- 第5条 製造施設に係る技術上の基準
- 第5条の2 コールド・エバポレータに係る技術上の基準
- 第6条 特定液化石油ガススタンドに係る技術上の基準
- 第7条 圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準
- 第7条の2 液化天然ガススタンドに係る技術上の基準
- 第7条の3 圧縮水素スタンドに係る技術上の基準
- 第9条 コンビナート製造事業所間の導管以外の導管
- 第10条 コンビナート製造事業所間の導管
- 第11条 連絡方法の通知等
- 第54条 危険のおそれのない場合等の特則

冷凍保安規則

- 第6条 第一種製造者に係る技術上の基準
- 第7条 定置式製造設備に係る技術上の基準
- 第8条 移動式製造設備に係る技術上の基準
- 第69条 危険のおそれのない場合等の特則

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。